

館林市墓地、埋葬等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議等)

第2条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を申請しようとする者（地方公共団体を除く。以下「申請予定者」という。）は、許可申請を行う前に、規則で定めるところにより、当該墓地等の経営又は変更の計画（以下「経営計画等」という。）について、市長と協議しなければならない。

2 申請予定者は、経営計画等について、近隣住民等（規則で定めるものをいう。以下同じ。）に対して周知を図るため、規則で定めるところにより、経営計画等に係る土地に標識を設置するとともに、近隣住民等を対象として説明会を開催しなければならない。

3 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した申請予定者に対し、経営計画等について、意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があったときは、申請予定者は、規則で定めるところにより、申し出をした近隣住民等と協議しなければならない。

5 申請予定者は、第2項の規定により標識を設置し、若しくは近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があったとき、又は前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(墓地等の経営許可の基準)

第3条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、次条から第6条までの基準に適合し、かつ、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければ、法第10条第1項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められると

きは、この限りでない。

(1) 地方公共団体が、経営しようとするとき。

(2) 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人のうち、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが経営しようとするとき。

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人のうち、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが経営しようとするとき。

2 市長は、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更後の区域における墓地の経営が、前項本文の規定に該当するほか、当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、当該変更により墓地でなくなる区域がある場合にあっては、当該区域における改葬が完了していると認められるときでなければ、法第10条第2項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 第1項の規定は、法第10条第2項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合について準用する。

4 市長は、法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る墓地又は納骨堂を引続き同条第1項又は第2項の許可を受けて経営しようとする者がある場合は、この限りでない。

（墓地等の敷地の基準）

第4条 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

（墓地等の設置場所の基準）

第5条 墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

(1) 墓地及び火葬場については、次のとおりとする。

ア 学校、病院、保育所、公園その他の公共施設及び住宅から120メートル以上の距離があること。

イ 河川又は湖沼から20メートル以上の距離があること。

ウ 飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。

(2) 納骨堂については、寺院、教会等の境内地又は墓地若しくは火葬場の区域内であること。

(墓地等の施設基準)

第6条 墓地等の施設は、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、その一部を適用しないことができる。

(1) 墓地

ア 生垣その他の方法をもって、墓地と周囲の土地との境界を明らかにすること。

イ 各墳墓に接続された幅1メートル以上の通路を設けること。

ウ 雨水等が留まらないように排水設備を設けること。

エ 便所、給水設備、ごみ集積設備及びその他必要な設備を設けること。

オ 墓地の区域内に、墳墓数に100分の5を乗じて得た数（その値に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。

(2) 納骨堂

ア 納骨堂は、耐火構造とし、堂内の納骨設備は、不燃材料が用いられていること。

イ 納骨堂の出入口及び納骨設備は、施錠ができる構造であること。

ウ 換気装置を設備すること。

(3) 火葬場

ア 敷地の境界には、障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画し、その出入口には、門扉を設けること。

イ 火葬炉には、防臭、防じん等について十分な能力を有する排気ガスの再燃焼

装置を設備すること。

ウ 場内には、管理事務所、待合室、便所、遺体安置室、残灰の保管施設その他必要な施設を設けること。

エ 遺体安置室及び残灰の保管施設は施錠できる構造であること。

(経営者の責務)

第7条 墓地等の経営者は、墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておかなければならない。

2 墓地及び納骨堂の経営者は、墓地及び納骨堂の使用者と契約を締結するときは、権利義務関係を明確にした書面を作成しなければならない。

(経営者の講ずべき措置)

第8条 墓地等を経営する者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事務所等に、経営の許可を証する書類を掲示すること。

(2) 墓地等を常に清潔及び整然に保つこと。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに群馬県知事に対してなされた法第10条第1項又は第2項の規定による許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、群馬県墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年群馬県条例第42号）の規定の例による。

3 第3条第2号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。